

京都市告示第332号

京都市西京極総合運動公園条例第4条ただし書の規定により、西京極総合運動公園プール施設(京都アクアリーナ)のメインプール及び飛び込みプールを供用しない日について、次のとおり変更します。

令和4年8月31日

京都市長 門川大作

供用しない日に令和4年9月26日(月)から同年10月26日(水)まで(ただし、火曜日を除く。)を加える。

(理由)

メインプール及び飛び込みプールからアイススケートリンクへの転換工事等を行うため

(文化市民局市民スポーツ振興室)